

枝幸町告示第5号

広報えさし制作業務について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり参加希望者を募集します。

令和6年1月31日

枝幸町長 村上守継

1 契約担当部局

〒098-5892 北海道枝幸郡枝幸町本町916番地

枝幸町役場 情報課 広報放送係

電話 0163-69-9000

e-mail kouhou@esashi.jp

2 業務の概要

(1) 業務名 広報えさし制作業務

(2) 業務内容 広報えさし制作業務仕様書のとおり

(3) 履行期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで（3年間）

3 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たしていること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。

(2) 当該業務における本町での競争入札参加資格を有している、又は同等の資格があると認められた者であること。

(3) 枝幸町建設工事等競争入札参加資格者指名停止事務処理規程（平成18年訓令第44号）又は枝幸町物品購入等競争入札参加資格者指名停止事務処理規程（平成18年訓令第60号）に規定する指名停止を受けていないこと。

(4) 枝幸町公共事業等に係る暴力団排除措置規程（平成24年訓令第23号）の規定に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続を開始する申立て及び民事再生法（平成11年法律第225条）の規定に基づく再生手続を開始する申立てをしていないこと。

4 実施要領等の交付期間及び方法

広報えさし制作委託業務に係る公募型プロポーザル実施要領及び様式等（以下「実施要

領等」という。)の交付は、次のとおりとする。

(1)交付期間

令和6年1月31日(水)から2月19日(月)まで

(2)交付方法

1の場所で交付するほか、枝幸町ホームページからのダウンロードにより交付する。
ホームページ URL : <https://www.esashi.jp/>

5 参加手続等

(1)参加表明書の提出

参加希望者は、実施要領等で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

ア 提出期限 令和6年2月19日(月)午後5時00分

イ 提出場所 1に同じ。

ウ 提出方法 持参、郵送、電子メールから適当な方法を選定すること。

(2)参加資格の確認等

3に定める参加資格要件の確認を行い、公募型プロポーザル参加資格要件確認通知書(様式第2号)を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、提案書提出依頼通知書(様式第3号)により、提案書の提出を依頼する。

(3)企画提案書の提出

(2)で企画提案書の提出を依頼された者は、次のとおり企画提案書を提出しなければならない。

ア 提出期限 令和6年3月4日(月)午後5時00分

イ 提出場所 1に同じ。

ウ 提出方法 持参、郵送、電子メールから適当な方法を選定すること。

6 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

(1) 参加資格要件を満たしていない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

(4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

7 受託候補者の特定

枝幸町プロポーザル方式実施規程に基づき設置する審査会において、実施要領等で定めた評価基準及び審査方法により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務の受託候補者として特定する。

8 契約に関する基本事項

(1)契約の締結

7において特定された者と協議を行い、内容について合意の上、随意契約の方法により契約を締結する。

(2)契約保証金

免除する。

(3)契約書作成の要否

要する。

(4)支払条件

毎月納品後の後払いとする。

9 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 企画提案書に関するヒアリング等を行う。

(3) 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された書類は返還しない。

(5) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

(6) 詳細は実施要領等による。